緑丘小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた基本姿勢

平成25年9月に施行された「いじめ対策推進法」第2条には、いじめとは次のように定義されている。

【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識のもと、すべての児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、以下の5点を基本的な姿勢としていじめの撲滅に取り組んでいく。

- ①いじめを許さない、見過ごさない姿勢で臨む。
- ②児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、いじめの未然防止に努める。
- ③いじめの早期発見のために、様々な方策を講じる。
- ④いじめが認知された場合は、該当児童の安全を保障するとともに、関係機関や専門家の協力を 得て早期解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。

2 子どもたちをいじめに向かわせない学校・学年・学級づくり

(1) 未然防止のための取組

教育の基盤となるのは、子ども理解である。本校では子ども理解の充実を図るとともに、人間形成の基盤を担う小学校教育において、次のことを大切にしながらいじめの未然防止に向けた取組を進めていく。

- ①教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める日常的な指導を積み重ねる。
 - ⇒生徒指導の三機能(自己決定・自己存在感・共感的な人間関係)を生かした授業づくり、 学級づくり
- ②学習規律の習得、学習の習慣付けを図るとともに、基礎・基本を十分に吟味した分かる授業の工夫や充実により、すべての子どもたちが参加し、活躍できる授業づくりに努める。
 - ⇒「緑小スタンダート」の徹底、個別最適な学びや協動的な学びへの指導改善
- ③道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見逃さない」という学校風土を築いていく。
 - ⇒「考え、議論する道徳」の充実
- ④保護者や地域住民の協力を得て、幅広い体験活動を行うとともに、たてわり班活動等、異学年 交流を通して、コミュニケーション能力の伸長を図り、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動 を推進していく。
 - ⇨体験活動や異学年交流等を通したコミュニケーション能力の伸長

(2) 早期発見のための取組

TO TOTAL OF A CONTROL OF TAXABLE	
基本姿勢	○認知件数が増えることは「負の要素」ではなく、「児童を守る機会
	が増加」と捉え、積極的な実態把握に努める。
	Oいじめの傷・痕跡は児童の内面に生じ、自己否定や自己嫌悪、人
	間不信など児童の人格形成に多大な影響を与えることを認識し、
	早期発見に努める。
方法	〇日常的な観察と定期的情報収集を組み合わせて実態を把握する。
	• 全教職員による丁寧な児童観察
	いじめアンケートによる実態把握(年2回)
	• 教育相談月間の実施(年2回)
把握の際の留意点	〇些細に見える被害でも過小評価しない。
	〇正当化や偽装に注意を払う。
	〇仲間内でもいじめがあることに留意する。
	O被害がないように装うなど、打ち明けにくいことが多いことに留
	意する。
	○他の問題と重複しているケースが多いことに留意し、的確な実態
	把握に努める。
	〇情報は迅速に交流し、全教職員で共通理解を図る。
	・職員朝会や終会、C4 t hを活用した情報交流
いじめの判断	〇当該児童の立場に立って考えることを原則とし、「いじめ防止対策
	委員会」において判断する。

(3) 早期解決のための取組

- ○取組の方向性や内容は、「いじめ防止対策委員会」で決定する。
- 〇些細ないじめも決して許さず、善悪についてしっかりと指導する。
- 〇被害者には、「いじめからの救済」と「回復」の視点で温かな対応に心がける。
- 〇加害者には、行為に対して毅然と対応し、その子の成長につながる指導に努める。(行為の背景にある問題等は、別に対応する)

3 いじめ防止に向けた具体的な取組

(1)年間を通し、全職員・全学年で繰り返し行う取組

- 1いじめについての共通理解
 - 「いじめはどんなことがあっても絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・学校の教育活動全体を通じた学級づくりや道徳教育の充実などにより、子どもの社会性をはぐ くむ。
- ③いじめが生まれる背景と指導上の留意点
 - いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスがあることを踏まえ、日頃より一人一人を大切にした「わかる・楽しい」授業づくりを進める。
 - ・学級内でのよりよい人間関係を構築するために、子ども理解支援ツール「HyperQU」を活用する。
- 4)自己肯定感や自己有用感の醸成
 - 一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設定する。

(2) 年間計画を策定し、計画的に実施する取組

①子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組

【7・11月】…いじめ防止に向けた取組(お悩みポストなど)

【11月】……いじめ防止標語作品応募

【12月】……どさんこ子ども会議参加

②年間計画

【4月】…組織会議① 教育相談月間

【5月】…生徒指導事例研 HyperQU いじめアンケート①

【6月】…縦割り活動「なかよしタイム」①

【9月】…縦割り活動「なかよしタイム」②

【10月】…教育相談月間 いじめアンケート②

【11月】…生徒指導事例研 縦割り活動「なかよしタイム」③ 組織会議②

【1月】…ケイタイ・スマホ安全教室

【2月】…縦割り活動「なかよしタイム」④

4 組織的ないじめ対応の流れ



【対応に当たっての留意点】

- 〇いじめに関わる情報を適切に記録する。
- ○事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通す。
- 〇加害児童に対しては、人格成長に向けた教育的配慮をしつつ、毅然とした態度で指導する。
- 〇いじめの解消については、加害児童の謝罪をもって解決した判断せず、
 - ①いじめ行為が止んで、3か月が経過していること。
 - ②被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと

などの要件を十分に満たしているかどうかなどを協議し、慎重に判断する。

Oいじめが解決しても、再発する可能性があることを十分に踏まえ、日常的な観察を注意深く行う。

5 いじめの重大事態対応の流れ

【重大事態】とは

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(子どもが自殺を企画した場合)
- イ) 「相当の期間、欠席を余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して 欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

【重大事態発生時のフロー】

- ①重大事態の調査組織を設置する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

6 生徒指導体制や教育相談体制の確立

- ①いじめの問題は、「いじめ防止対策のための組織」が組織的に対応する。
- ②いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学や進級、転校時に引き継ぎできるようにする。
- ③子ども及びその保護者が、「いつでも、だれにでも」相談できる体制を整備する。
- ④「保健室」や「相談室」の利用、「電話相談窓口」について広く周知する。

7 校内研修

- 〇いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため、年2回、次の研修を実施する。
 - ・いじめの問題に関するチェックリストや事例をもとにした研修(5月)
 - ・教育相談に関する研修(11月) ※年間計画への位置付け

8 地域や保護者との連携

- ①学校運営協議会、PTA 役員会等において、情報提供及び交流を行う。
- ②子どもの悩み相談を受け止める相談窓口を明確にして、子どもたちに知らせる。

緑丘小学校におけるいじめ防止対策のための組織

<いじめ防止対策委員会>

委員長:校長



<教 頭>

- 進捗状況の把握
- 取組の記録
- 外部との渉外(外部専門家との連絡調整)



<指導開発グループ>

- 個別相談、相談窓口の集約
- いじめの事案への対応
- ・いじめに関する研修会の実施
- 日常の児童生徒についての実態の把握
- 学校基本方針に基づいた、評価アンケートの作成 と分析
- 地域への啓発、広報(情報提供)

教務

低中高ブロック代表

当該学級担任

<外部専門家等> 警察

- 民生児童委員
- · SSW
- · SC
- PTA会長
- 学校運営協議会

等

本組織の役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検と検証、計画の見直し
- いじめの通報・相談の窓口
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催
 - ※緊急会議の内容例
 - ①いじめの情報の迅速な共有 ②指導や支援の体制、対応方針の決定
 - ③役割分担 ④関係のある子どもへの事実関係の聴取 ⑤保護者との連携